

ヒューマンデザインジャパン登録者規約

2020年12月10日制定

この規約は、合同会社ヒューマンデザインジャパン（以下「弊社」といいます。）にプロフェッショナル登録されることを希望する者と弊社との間の法的な関係を定めるとともに、弊社にプロフェッショナル登録した者と弊社との間の契約の内容等についての法的な関係を定めるものです。

第1条（定義）

1. この規約において、次の表の左欄の用語は、それぞれ同表の右欄に定めたとおりの意味を有するものとします。

登録者	弊社と登録契約を締結し、現に弊社にプロフェッショナル登録を行っている者
登録契約	この規約の各条項（前文及び第2条を除きます。）に従った登録者と弊社との間で締結される契約

2. この規約において、別表第1の左欄の用語は、それぞれ同表の右欄に定めたとおりの意味を有するものとします。

第2条（登録）

1. リーディング、イベント、講座開催その他ヒューマンデザイン・システム等を使用した活動を行うことを希望する個人（現に登録者である者を除き、以下「登録希望者」といいます。）は、弊社指定の手続により、自らについてプロフェッショナル登録するよう弊社に申請することができます。
2. 登録希望者が前項の申請を行うにあたっては、別表第2に定める登録審査事務手数料（初年度年会費込）を、消費税等の額を付して、弊社の指定する銀行口座に振り込んで支払うものとします。支払いに要する振込手数料その他の費用は、別途弊社が定めない限り、登録希望者が負担するものとします。
3. 登録希望者が未成年である場合には、登録希望者は、第1項の申請の際に、親権者の同意書を弊社に提出しなければなりません。
4. 第2項の登録審査事務手数料（初年度年会費込）は、審査の結果弊社がプロフェッショナル登録を認めなかった場合その他いかなる理由がある場合でも、返金することはできません。
5. 登録希望者が第1項の申請及び第2項の登録審査事務手数料（初年度年会費込）を支払った場合、弊社は、登録希望者のプロフェッショナル登録を認めるかどうかの審査を行うものとします。
6. 前項の場合において、弊社は、登録希望者のプロフェッショナル登録を認めるかどうかについて、完全な裁量を有するものとします。ただし、登録希望者と弊社との間でなされた別段の合意に基づきプロフェッショナル登録を求める権利を有する登録希望者については、弊社はプロフェッショナル登録を認めなければならないものとします。
7. 第5項の審査の結果、弊社が登録希望者のプロフェッショナル登録を認めることを決定した場合には、その決定の時点において、登録希望者は登録者となり、弊社との間で登録契約が成立するものとします。
8. 第5項の審査の結果、弊社が登録希望者のプロフェッショナル登録を認めないことを決定した場合でも、登録希望者と弊社との間で別段の合意がある場合を除き、弊社は、登録希望者に対してその理由を通知することを要しないものとします。

第3条（登録者の権利）

1. リーディング登録を行った登録者は、別表第3に定める範囲で、第三者に対してリーディングを行うことができます。
2. 講師登録を行った登録者は、別表第5に定める範囲で、講座開催をすることができます。
3. 講師登録を行った登録者は、前項の規定により自らが行うことができる講座に関する範囲で、イベントを開催することができます。

4. 登録者は、前各項の規定で認められる範囲を超えて、リーディング、イベント、講座開催その他ヒューマンデザイン・システム等を使用した活動を行ってはなりません。
5. 登録者は、弊社の個別の承諾を得た場合には、前項の規定にかかわらず、第1項から第3項までの規定で認められる範囲を超えて、リーディング、イベント、講座開催その他ヒューマンデザイン・システム等を使用した活動を行うことができます。
6. 登録者は、第1項から第3項まで及び前項の活動を行うための資料の作成及び配布並びに広報活動その他前各項の活動に付随する活動のために、弊社が別途包括的に又は個別に許諾した範囲で、Jovian 又は弊社の知的財産権を利用することができます。
7. 登録者は、この規約及び登録契約を遵守する限り、第1項から第3項まで及び前2項の活動にあたって、弊社から知的財産権を行使されることはありません。なお、弊社は、無資格活動を行う者に対しては、弊社又は Jovian の有する知的財産権（弊社の有するレイヴ・マンダラ (the Rave Mandala) についての商標登録第 5589938 号及び第 5748098 号の商標権を含みます。）に基づき、無資格活動を阻止しようとする場合があります。

第4条（年会費）

1. 登録者は、弊社に対し、毎年1月1日から12月31日までの年会費として、第11条の登録更新の手続と同時に、別表第7に定める年会費を支払うものとします。
2. 前項の規定にかかわらず、プロフェッショナル登録の申請を行った年の年会費は、登録審査事務手数料（初年度年会費込）に含まれるものとします。

第5条（ライセンス料等）

1. 講座において講師を務めた登録者は、弊社に対し、当該登録者が講師を務めるその月に開講した講座の受講者の数に別表第8に定めるライセンス料単価を乗じたライセンス料を、弊社が指定する期限までに支払うものとします。
2. 前項のライセンス料は、弊社が主催する講座については課されないものとします。弊社が主催する講座において登録者が講師を務めた場合に弊社が登録者に支払う講師料の有無及び額は、別途登録者と弊社とが合意するものとします。
3. 登録者は、講座開催にあたって弊社からテキストを購入した場合には、当該テキストの代金及びその送付のための送料（1か所あたり1,500円（税別）。ただし、送付先が日本国外である場合又は送付先に送付すべきテキストが著しく多量である場合には、別途弊社が定める金額。）を、弊社が指定する期限までに支払うものとします。

第6条（リーディングにおける登録者の義務）

1. 登録者がリーディングを行う場合、リーディングにかかる時間は、別表第9に定める所要時間を下回ってはならないものとします。なお、リーディングの参考価格は、同表に定める参考リーディング料のとおりです。
2. 登録者は、リーディング対象者に対して資料を配布又は提供する場合に、弊社又は他国組織等の作成に係るテキスト等の資料又はその写し（写真コピーに限らず、資料の内容を書き写したのものも含まれます。）を用いることはできません。
3. 次のいずれかの例外に該当する場合を除き、リーディングはリーディング対象者と1対1で行うものとし、複数人相手又は公開若しくは第三者同席でのリーディングは行ってはなりません。
 - (1) パートナースHIPリーディングを行う場合には、リーディング対象者を複数とすることができるものとします。
 - (2) 配偶者、2親等内の親族その他パートナースHIPリーディングを行うことが相当な関係にある者については、他のリーディング対象者に対するリーディングに同席することができるものとします。

- (3) 弊社が別途承諾した場合には、当該承諾の範囲内で複数人相手又は公開若しくは第三者同席でのリーディングを行うことができるものとします。

第7条（講座開催における登録者の義務）

1. 登録者は、講座開催をしようとする場合、事前に弊社に対しその種類、内容、受講者その他弊社が別途包括的に又は個別に指定する事項を報告しなければなりません。
2. 登録者は、弊社又は登録者が提供又は斡旋する業務に従事することによって受講者が何らかの利益を享受すること（弊社や登録者が受講者に顧客（リーディングを受ける顧客や講座を受講する顧客）を紹介することで受講者がリーディング料や受講料を得ることができるということを含みます。）をもって受講の勧誘をしてはなりません。
3. 登録者は、講座開催をする場合、別表第10に定める要領に従わなければなりません。
4. 登録者は、自らが講師となる講座（弊社主催のものを除きます。）において、弊社の事前の許諾を得た上で、当該講座を録音（ストリーミング配信される本講座の音声の保存を含みます。）することを許可することができるものとします。この場合、登録者は、受講者に対して、録音は受講者本人（家族や友人を含みません。）の学習又は復習の目的でのみ認められる旨を説明しなければなりません。
5. 登録者は、講座開催をしようとする場合、受講者に対し、受講に際しては弊社が別途定める「ヒューマンデザインジャパン全講座共通受講規約」（その時点において最新のもの）が適用されて受講者と弊社との間に契約が成立することを表示及び説明し、受講者に承諾させなければなりません。
6. 講師登録をした登録者は、この規約及び登録契約において登録者が負う義務と同等の義務を弊社に対する義務として登録者が支配する法人に課し、弊社がこれを承諾した場合には、当該法人の名義及び計算において自らが講師を務める講座について講座開催をすることができるものとします。この場合でも、当該法人の従業員、株主その他当該法人に関係する個人は、この規約及び登録契約においては第三者として扱われるものとします。

第8条（登録者の秘密保持義務）

1. 登録者は、ヒューマンデザイン・システム等のうち秘密にすべきノウハウ又はこれに関連する情報として弊社が別途指定する情報を第三者（家族、友人及び他の登録者を含みます。）に開示又は伝達してはなりません。ただし、その情報に関する講座を修了している他の登録者に開示又は伝達する場合はこの限りではありません。
2. 登録者は、登録者の運営するウェブサイトやブログ等で受講者やリーディング対象者の体験談や感想を紹介する際に、前項の弊社が別途指定する情報を記載してはならず、また当該ウェブサイトやブログ等に第三者がこれらの情報を含むコメント等を記載した場合も、速やかに当該情報に関する記載を削除する措置をとらなければなりません。
3. 登録者は、弊社、他国組織等又は他の登録者の作成に係るテキスト等の資料若しくはその写し（写真コピーに限らず、テキスト等の内容を書き写した物も含みます。）又はこれらを翻訳若しくは翻案したものを、第三者（家族、友人及び他の登録者を含みます。）に貸与若しくは譲渡し又は公衆送信してはなりません。ただし、著作権者の承諾を得た場合であって前各項に違反することとならない場合を除きます。

第9条（登録者のその他の義務）

1. 登録者は、リーディング、イベント、講座開催その他ヒューマンデザイン・システム等を使用した活動を行う場合には、リーディング対象者、イベントの参加者、講座の受講者その他当該活動に係る第三者に対し、ヒューマンデザイン・システム等を用いていること及び用いられている範囲を説明しなければなりません。

2. 登録者は、登録者としての活動（ヒューマンデザイン・システム等の広告活動を含みます。）を行うにあたっては、当該活動にあたって配布する物品（名刺を含みます。）及び当該活動を見る第三者が表示することになる画面（ウェブサイト、ブログ等を含みます。）に、弊社の公式ウェブサイトのアドレス（humanjp.com）を掲載しなければなりません。
3. 登録者は、第三者が無資格活動を行っていることを発見した場合、弊社ウェブサイトからの連絡等の方法により速やかにその旨を弊社に報告するものとします。
4. 登録者は、無資格活動者と接触する行為であって、無資格活動者の利益になり又は弊社の利益を害する行為を行ってはなりません。
5. 登録者は、弊社若しくは他国組織等又はヒューマンデザイン・システム等の名誉を傷つける行為を行ってはなりません。
6. 登録者は、前3条及び前各項のほか、登録者としてリーディング、イベント、講座開催その他ヒューマンデザイン・システム等に関する活動をするにあたり、弊社の決定、指導及び監督に従わなければなりません。

第10条（登録の変更）

1. 登録者は、弊社ウェブサイトに掲載された登録者情報の変更（登録の種別の変更を除きます。）が必要となった場合には、変更後の情報を速やかに弊社に通知するとともに、別表第2に定める登録変更事務手数料を支払わなければなりません。
2. 登録者は、登録の種別を減少させる変更を希望する場合は、その旨を弊社に通知するとともに、別表第2に定める登録変更事務手数料を支払わなければなりません。この場合、当該変更は、当該通知の時点で効力を生じるものとします。
3. 登録者は、登録の種別の変更（前項の変更を除きます。）を希望する場合は、その旨を弊社に通知するとともに、別表第2に定める登録変更審査事務手数料を支払わなければなりません。
4. 前項の登録変更審査事務手数料は、審査の結果弊社が変更を認めなかった場合その他いかなる理由がある場合でも、返金することはできず、未払いの場合でもその支払義務を免れることはできません。
5. 第3項の場合において、弊社は、登録者の登録の種別の変更を認めるかどうかについて、完全な裁量を有するものとします。ただし、登録者と弊社との間でなされた別段の合意に基づき登録の種別の変更を求める権利を有する登録者については、変更を認めなければならないものとします。
6. 登録の種別の変更により年会費が増加する場合は、第3項の登録変更審査手数料の支払いと同時に、年会費の差額を弊社に支払わなければなりません。
7. 登録の種別の変更により年会費が減少することとなる場合でも、当該変更の年における年会費は減額されず、既に支払済みの年会費の返還は行いません。

第11条（登録更新）

1. 登録者は、翌年も登録者であり続けることを希望する場合には、毎年11月1日から12月15日までの期間を目安として弊社が別途指定する期間（当該期間の終了直前又は終了後にプロフェッショナル登録した登録者については、弊社が別途個別に指定する期間）に、本条に従って登録更新の手続をしなければなりません。
2. 登録更新の手続は、弊社ウェブサイトにて行うものとします。
3. 登録更新の手続においては、登録者は、氏名、住所、その他弊社が指定する事項についての登録者の最新の情報を申し出るとともに、登録契約を最新の規約に基づく内容に変更することについて同意することを申し出るものとします。

4. 前項の規定にかかわらず、登録者は、登録契約を最新の規約に基づく内容に変更することについて同意することを申し出ずに登録更新の手続を行うことができるものとします。この場合においては、第2項の規定にかかわらず、登録更新の手続は、弊社の指定する場所において書面を取り交わすことにより行うものとします。
5. 前項の手続は、3回以上連続して行うことはできないものとします。
6. 登録者は、登録更新の手続と同時に、翌年の年会費を支払わなければなりません。

第12条（登録資格の喪失）

1. 前条の登録更新の手続をしなかった登録者は、当該手続をしなかった年の12月31日の満了をもって、登録者ではなくなるものとします。
2. 次条の休止の申請をした登録者は、当該申請の時点をもって、登録者ではなくなるものとします。
3. 第14条に従って除名された登録者は、当該除名の時点をもって、登録者ではなくなるものとします。
4. 登録者ではなくなった者は、登録者でなくなった後は、次の行為を行ってはなりません。
 - (1) リーディング、イベント、講座開催その他ヒューマンデザイン・システム等を使用した活動を行うこと。
 - (2) 自らの学習又は復習を行うために複製又は翻訳する場合を除き、ヒューマンデザイン・システム等を使用した物又は情報を複製、貸与、譲渡、公衆送信、翻訳又は翻案すること。
 - (3) ヒューマンデザイン・システム等を使用した物又は情報を、自らの学習又は復習以外の用途に用いること。
 - (4) 弊社の有する登録商標（登録商標第5589938号及び第5748098号を含みます。）を使用すること。
 - (5) 前3号のほか弊社又はJovianの知的財産権を侵害すること。
 - (6) ヒューマンデザイン・システム等を使用した物又は情報（一般に向けて公開されている情報を除きます。）を第三者（家族や友人を含みます。）に開示又は伝達すること。
 - (7) 登録者でなくなった日から3年が経過するまでの間に無資格活動者と接触する行為であって、無資格活動者の利益になり又は弊社の利益を害する行為を行うこと。
5. 登録者ではなくなった者は、登録者でなくなった時点以降は、第3条、第4条、第6条から前条まで、次条及び第14条の規定は適用されなくなるものとしますが、これらの条項以外の登録契約の条項は、別段の合意のない限り引き続き効力を有するものとします。この場合において、第5条及び第15条から第19条までの規定の適用にあたっては、登録者ではなくなった者は、登録者とみなすものとします。
6. 登録者ではなくなった者が再度登録者となることを希望する場合には、その時点の最新の規約に従い、弊社に登録を申請するものとします。

第13条（休止の申請）

1. 登録者は、いつでも、弊社に対して休止の申請をすることができるものとします。
2. 登録者は、1月1日から休止する場合を除き、休止の申請をした場合でも休止する日の属する年の年会費の全額を支払わなければならないが、既に支払済みの年会費の返還は行いません。

第14条（除名）

登録者がこの規約に違反したとき又はこれに準じる行為を行った場合は、弊社は、当該登録者を除名することができるものとします。

第15条（支払方法）

1. 登録者がこの規約又は登録契約に基づいて弊社に金銭を支払うべき場合には、当該金銭に消費税等の額を付して、弊社の指定する銀行口座への振込みの方法により支払うものとします。この場合において、振込手数料その他支払いに要する費用は登録者の負担とします。

2. 前項の規定にかかわらず、弊社が承諾する場合には、登録者は前項規定により支払うべき金額を現金により弊社に支払うことができますものとします。この場合、弊社が特別に免除しない限り、登録者は別表第2に定める現金払手数料及びこれに対する消費税等を付加して支払わなければなりません。

第16条（知的財産権）

登録者がヒューマンデザイン・システム等を使用して作成した物又は情報について生じた知的財産権は、次のとおり扱われるものとします。

- (1) 法令上弊社に原始的に帰属させることができる知的財産権は、弊社に帰属するものとします。
- (2) 弊社に原始的に帰属する知的財産権以外の知的財産権であって、法令上弊社に譲渡することができる知的財産権（著作権法第27条及び第28条の権利を含みます。）は、発生と同時に登録者から弊社に譲渡されるものとします。
- (3) 弊社に原始的に帰属し又は譲渡により弊社に帰属することとなった知的財産権以外の知的財産権（著作者人格権及び肖像権を含みます。）については、登録者は当該知的財産権を弊社又は弊社が指定する者に対して行使しないものとします。

第17条（個人情報）

弊社は、登録者の個人情報（他の登録者その他の第三者を経由して入手したものを含みます。）を、弊社が別途定めるプライバシーポリシーに従って取り扱うものとします。

第18条（損害賠償・違約金・差止め）

1. 登録者がこの規約又は登録契約に違反した場合には、直ちに、違約金として、次の各号の合計金額を弊社に支払うものとします。
 - (1) 弊社が当該違反によって被った損害（次号の損害を除きます。）の額
 - (2) 弊社が当該違反によって被った合理的な範囲の弁護士費用の支出による損害の額
 - (3) 500,000円
2. 弊社は、登録者が前項の違反により受けた利益の額を、前項第1号の損害の額とみなすことができるものとします。
3. 弊社は、第1項の違反行為について弊社が正規に許諾した場合に弊社が受けるべき金額を、第1項第1号の損害の額とみなすことができるものとします。
4. 登録者は、第1項の違約金を支払う場合には、弊社が当該違約金を請求するために要した費用（合理的な範囲の弁護士費用を含みます。）を、当該違約金と併せて弊社に支払うものとします。
5. 第4条の年会費の支払義務、第5条のライセンス料の支払義務、第1項若しくは前項の支払義務その他この規約又は登録契約に基づく登録者の弊社に対する金銭債務の不履行に係る損害賠償の額は、年14.6%の利率によって定めるものとします。
6. 登録者がこの規約又は登録契約に違反してリーディング、イベント、講座開催その他ヒューマンデザイン・システム等を使用した活動を行う場合、弊社はその差止めを求めることができるものとします。

第19条（効力）

登録者と弊社が合意によりこの規約又は登録契約の特則を定めた場合は、当該特則の定めがこの規約又は登録契約に優先するものとします。

第20条（変更）

1. 弊社は、変更の効力発生時期を定めた上で、この規約を変更する旨及び変更後の規約の内容並びに当該効力発生時期を弊社のウェブサイトに掲載して周知することにより、この規約を変更することができるものとします。

2. 前項の場合であって、前項の変更が民法第 548 条の 4 第 1 項各号のいずれかに該当するときは、既に締結された登録契約も、変更後の規約に定める内容に変更されるものとします。

第 21 条（準拠法・管轄）

1. この規約及び登録契約並びにこれらに係る法律行為については、日本法を準拠法とします。
 2. この規約及び登録契約に関する調停、訴えその他一切の紛争は、東京地方裁判所を調停及び第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

別表第 1（定義）

Jovian	Jovian Archive Media Pte. Ltd.
ヒューマンデザイン・システム等	次の知識体系その他ラー・ウル・フー（Ra Uru Hu）の教えを基礎とし又はこれから派生する知識体系並びにこれらの知識体系に属する知識 (1) ヒューマンデザイン・システム（The Human Design System） (2) グローバル・インカーネーション・インデックス（The Global Incarnation Index） (3) プライマリー・ヘルス・システム（Primary Health System）
プロフェッショナル登録	リーディングやヒューマンデザイン・システム等の講座を行う者として弊社に登録すること
リーディング登録	リーディングを行う者としてのプロフェッショナル登録
講師登録	ヒューマンデザイン・システム等の講座を行う者としてのプロフェッショナル登録
他国組織等	Jovian 及びヒューマンデザイン・システム等の使用を他人に許諾することについてのライセンスを Jovian から受けた日本国外の組織
リーディング	原則として 1 対 1 で行う、ヒューマンデザイン・システム等を用いた個人の特性の読み解き
イベント	複数者を相手に行う、別表第 6 に定める説明会、体験会及び復習会
講座開催	ヒューマンデザイン・システム等を用いた講座を開催すること
無資格活動	リーディング、イベント、講座開催その他ヒューマンデザイン・システム等を使用した活動であって次のいずれかに該当するもの (1) 弊社からヒューマンデザイン・システム等の使用についての許諾を受けず又は弊社から受けたヒューマンデザイン・システム等の使用についての許諾の範囲を超えて日本国内で行う活動 (2) 弊社若しくは他国組織等からヒューマンデザイン・システム等の使用についての許諾を受けず又は弊社若しくは他国組織等から受けたヒューマンデザイン・システム等の使用についての許諾の範囲を超えて日本国外で行う活動
無資格活動者	無資格活動を行い又は行ったことがある者であり、かつ、現に弊社にプロフェッショナル登録していない者であって、弊社がその活動が特に悪質であると認めて弊社のウェブサイトにおいて指定した者

知的財産権	著作権、著作者人格権、著作隣接権、肖像権、特許権その他無体財産権（将来の立法に係るもの及び外国法に基づくものを含みます。）
消費税等	消費税及び地方消費税
税別	消費税等を別途支払う必要がある税抜の金額であること
税抜	消費税等が含まれていない金額であること
他の登録者	現に弊社にプロフェッショナル登録を行っている者（登録者自身を除きます。）
LYD	Living Your Design
ABC	Rave ABC
RC	Rave Cartography

別表第 2（手数料（税別））

手数料の種類	手数料の額
登録審査事務手数料（初年度年会費込）	下記備考のとおり
登録変更事務手数料	2,000 円
登録変更審査事務手数料	2,000 円
現金払手数料	1,000 円
<p>【備考】</p> <p>1. 登録審査事務手数料（初年度年会費込）は、5,000 円に別表第 7 に定める 1 年分の年会費（税別）を加算した金額とします。</p> <p>2. 前項の「1 年分の年会費（税別）」は、日割計算、月割計算等を行わないものとします。</p> <p>3. 前 2 項の規定にかかわらず、弊社が別途指定した講座の修了者は、弊社からのプロフェッショナル登録の案内文書に記載の期間内に登録申し込みをした場合には、3,000 円に別表第 7 に定める 1 年分の年会費（税別）についてプロフェッショナル登録の申請を行った月以降の月を年会費の対象に含むものとして月割計算した金額を加算した金額とします。</p>	

別表第3（リーディング登録におけるリーディング可能範囲）

リーディング登録の種別	リーディング可能範囲
アプレンティス	・基礎リーディング
アンバサダー	・基礎リーディング ・ゼネラルリーディング（ただし、インカネーションクロスの講座を修了していない登録者は、これを用いたリーディングをすることができません。）
アソシエイト	・基礎リーディング ・ゼネラルリーディング
プレアナリスト	・基礎リーディング
プロフェッショナルアナリスト	・ゼネラルリーディング ・フルリーディング ・特別リーディング（パートナーシップ／サイクルを用いたもの）
各種アナリスト	・アナリストの種類に応じた特別リーディング
【備考】 1. リーディング可能範囲欄に記載の各リーディングの内容については、別表第4に定めるとおりです。 2. アンバサダー、アソシエイト、プレアナリスト、プロフェッショナルアナリストは、別途弊社が指定する講座を修了した場合には、当該講座に関する特別リーディングとして別途弊社が指定するものを行うことができます。	

別表第4（リーディングの内容）

リーディングの種類	内容	リーディング登録の種別				
		アプレンティス	アンバサダー	アソシエイト	プレアナリスト	プロフェッショナルアナリスト
基礎リーディング	タイプ、センター、プロファイル、権威、定義型を用いたリーディング	○	○	○	○	○
ゼネラルリーディング	上記に加え、ゲート、チャネル、回路、インカネーションクロスを用いたリーディング		△	○	○	○
フルリーディング	上記に加え、384のライン分析、惑星／ノード等を用いたリーディング				○	○
特別リーディング （パートナーシップ／ サイクルを用いたもの）	パートナーシップ、サイクルを用いたリーディング		△	△	○	○
各種特別リーディング	BG5、PHS等のアナリストの種類に応じた各種リーディング		△	△	△	△
【備考】 リーディング登録の種別欄は、別表第3の内容を要約して参考の趣旨で示したものです。						

別表第 5 (講師登録における活動範囲)

講師登録の種類別	活動範囲
LYD ガイド	・ LYD 講座の開催 ・ イベントの開催
各種ティーチャー	・ ティーチャーの種類に応じた各種上級講座の開催 ・ イベントの開催

別表第 6 (イベントの種類)

イベントの種類	活動範囲
説明会	主に講座未受講の方を対象とし、ヒューマンデザイン・システム等や講師登録者が講座開催することができる講座の紹介をすることにより、受講者に納得し安心してもらうための催しであって、登録者が講座開催することができる講座の内容の範囲内で行われるもの。
体験会	説明会に加え、講座の一部を体験してもらうことにより、受講者に納得し安心してもらうための催しであって、登録者が講座開催することができる講座の内容の範囲内で行われるもの。
復習会	講師登録者が過去に講座開催を行った講座の受講者（再受講者を含みます。）を対象とした、当該講座内容のフォローアップや復習のための催しであって、当該講座の内容の範囲内で行われるもの。

別表第 7 (年会費 (税別))

登録の種類別	年会費
リーディング登録のみ	12,000 円
講師登録のみ	24,000 円
リーディング登録及び講師登録	
【備考】 1. プロフェッショナル登録の申請を行った年の年会費は、登録審査手数料（初年度年会費込）に含まれるものとします。 2. 登録の種類を変更したことによって年会費が上がることとなる場合、その変更の日の属する年の年会費は、変更後の登録の種類に応じた年会費とし、日割計算・月割計算等を行わないものとします。ただし、弊社が別途指定した講座の修了者は、弊社からのプロフェッショナル登録の案内文書に記載の期間内に登録申し込みをした場合には、変更を行った月以降の月を変更後の年会費の対象に含むものとして月割計算した金額を年会費とします。 3. 登録の種類を変更したことによって年会費が下がることとなる場合でも、その変更の日の属する年の年会費は、従前のままとします。	

別表第 8 (受講者 1 人あたりのライセンス料単価 (税別))

講座の種類	受講者 1 人あたりのライセンス料単価
LYD	5,000 円
ABC	15,000 円
RC	30,000 円
上記以外の講座	受講料その他受講者から受け取る対価の 20%（登録種別の範囲を超えて弊社が特別に許可した講座については 30%）を基本として弊社が個別に定める額

別表第9（リーディングの所要時間・参考リーディング料（税別））

リーディングの種類	所要時間	参考リーディング料
基礎リーディング	20分以上	4,000円以上
ゼネラルリーディング	40分以上	8,000円以上
フルリーディング	60分以上	15,000円以上
各種特別リーディング	別途弊社が指定した場合には、その時間	別途弊社が指定した場合には、その金額

別表第10（講座の要領）

講座	要領
LYD	<ol style="list-style-type: none"> 1. 受講時間は、12時間以上としなければなりません。 2. 日本語を用いる講義の場合には、弊社発行の日本語版テキストを用いるものとし、受講者1名につき1セットのテキストを配布するものとします。この場合、登録者は、弊社からテキストを1セット15,000円（税別）で購入し、その購入に係るテキストを受講者に配布するものとします。なお、受講者への配布は、弊社から直接受講者に発送することによる配布を含むものとします。 3. なお、LYDの参考価格は、55,000円以上（税別。テキスト代を含みます。）です。
ABC	<ol style="list-style-type: none"> 1. 受講時間は、12時間以上としなければなりません。 2. 日本語を用いる講義の場合には、弊社発行の日本語版テキストを用いるものとし、受講者1名につき1セットのテキストを配布するものとします。この場合、登録者は、弊社からテキストを1セット10,000円（税別）で購入し、その購入に係るテキストを受講者に配布するものとします。なお、受講者への配布は、弊社から直接受講者に発送することによる配布を含むものとします。 3. なお、ABCの参考価格は、75,000円以上（税別。テキスト代を含みます。）です。
RC	<ol style="list-style-type: none"> 1. 受講時間は、24時間以上としなければなりません。 2. 日本語を用いる講義の場合には、弊社発行の日本語版テキストを用いるものとし、受講者1名につき1セットのテキストを配布するものとします。この場合、登録者は、弊社からテキストを1セット30,000円（税別）で購入し、その購入に係るテキストを受講者に配布するものとします。なお、受講者への配布は、弊社から直接受講者に発送することによる配布を含むものとします。 3. なお、RCの参考価格は、175,000円以上（税別。テキスト代を含みます。）です。
上記以外の講座	別途弊社が包括的又は個別に指定した場合には、これに従うものとします。
<p>【全講座に共通の事項】</p> <p>対面又はオンラインでのストリーミング配信（受講者が動画を保存することが通常となる方法による配信を含みません。）で行うものとしませんが、ストリーミング配信による場合には、受講の事実が確認できる方法によるものとします。</p>	